

デジタルマネーによる賃金支払（資金移動業者の口座への支払）の解禁

- （労働基準法施行規則の一部を改正する省令 令和5年4月1日施行）

規制改革の内容

措置前

賃金支払いは現金での支払いや銀行口座への振り込み等に限定。



措置後

資金移動業者の口座への支払いを解禁し、労働者の選択肢を追加。

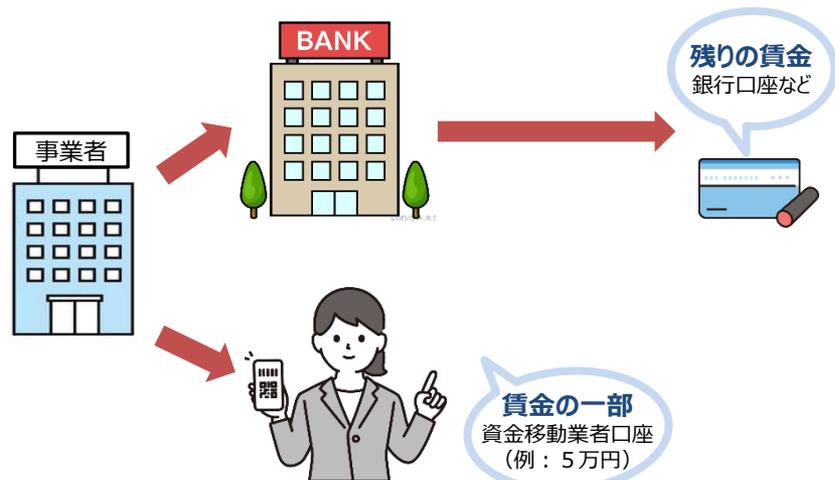


効果

労働者の利便性向上やキャッシュレス社会の推進に貢献。

規制改革の概要

賃金のデジタル払いを希望する労働者



賃金のデジタル払いを希望しない労働者 (従前どおり)

